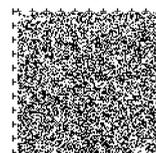


《概要版》

交野市高齢者保健福祉計画及び
第9期介護保険事業計画
《令和6年度～令和8年度》

令和6年3月

交野市



計画の策定にあたって

計画の趣旨

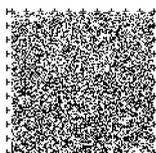
- 交野市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）までを見据え、誰もが住み慣れた地域で最期までその人らしく暮らせる地域社会づくりを目指し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の構築に取り組んできました。
- 令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）を計画期間とする交野市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（以下、「本計画」といいます。）は、現役世代が急減することが見込まれている令和22年（2040年）も念頭におき、高齢者人口や介護ニーズを中長期的に見据え、引き続き地域共生社会の考え方を踏まえ、地域包括ケアシステムの一層の深化と推進を目指し、策定するものです。

計画の位置づけ

- 本計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条に規定された「市町村介護保険事業計画」とを一体のものとして策定するものであり、本市の高齢者に関わる施策の方向性と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の確保方策について明らかにしていくものです。
- 本計画は、本市の最上位計画である「交野市総合計画」、福祉関連計画の上位計画である「交野市地域福祉計画」、その他関連計画及び国・大阪府の計画等との整合・連携を図りながら推進します。

計画の期間

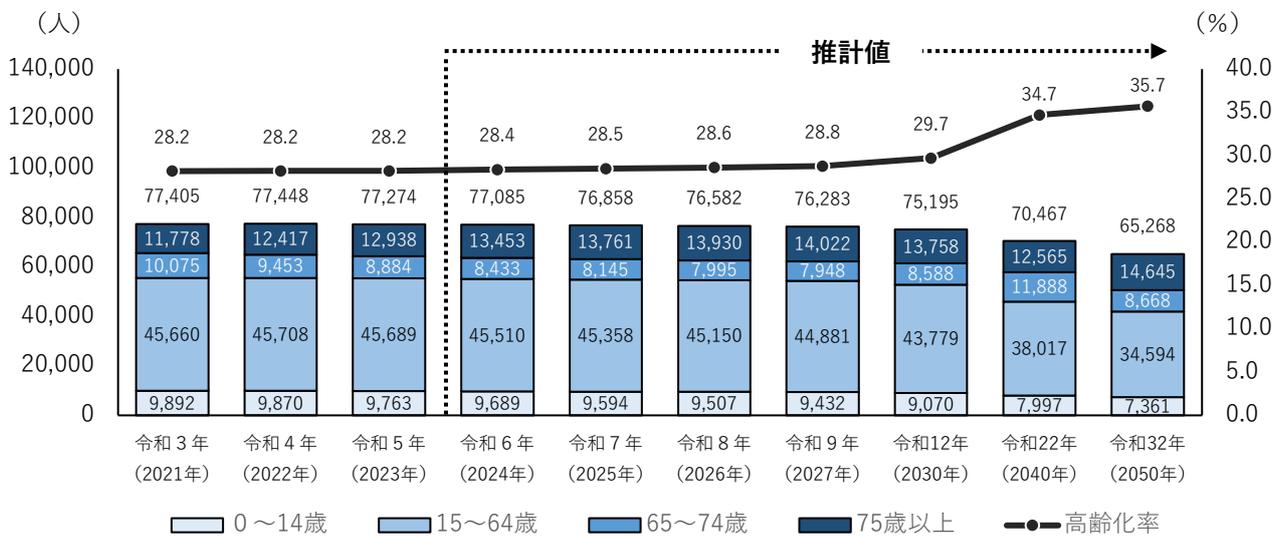
- 本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。



交野市における人口と要支援・要介護認定者数の将来推計

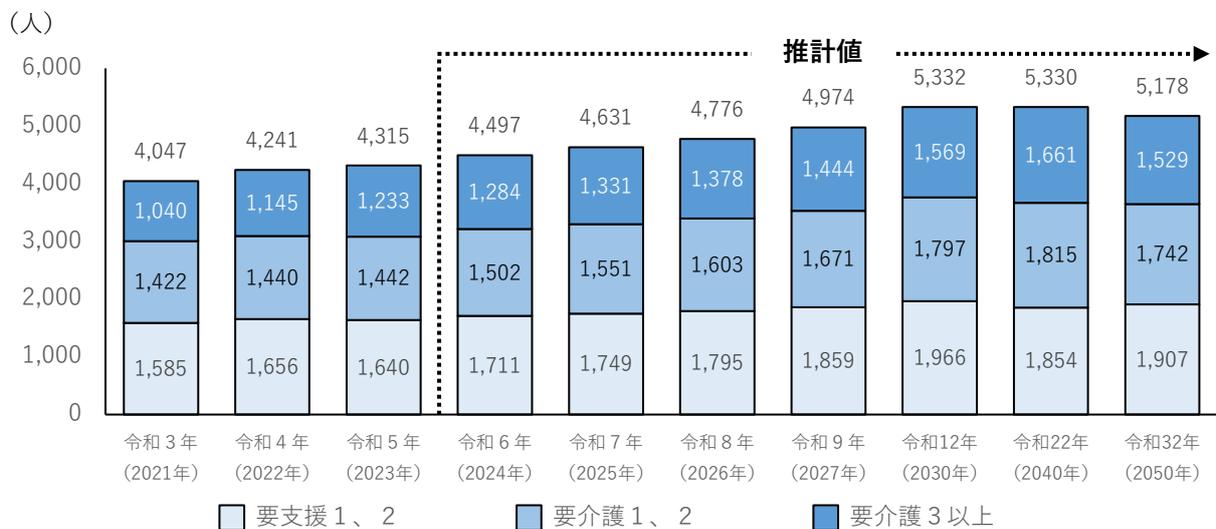
- 本市の総人口は令和5年（2023年）9月末時点で77,274人となっていますが、今後は減少傾向が続く、本計画最終年度の令和8年（2026年）時点で76,582人、およそ17年後の令和22年（2040年）時点で70,467人と、現在より約7千人減少する予測となっています。
- 本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しており、令和5年（2023年）7月末時点では4,315人となっています。今後も継続して増加傾向が続く見込みですが、令和12年（2030年）頃を境として減少傾向に転じる予測となっています。

■年齢4区分別人口と高齢化率の推移・推計

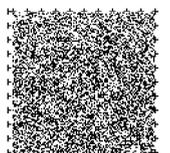


資料：交野市住民基本台帳（実績値は各年9月末時点）、推計値は実績値を基にコーホート変化率法で算出

■要支援・要介護認定者数の推移・推計



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点、令和5年のみ7月末時点）、推計値は実績値をもとに算出



計画の基本理念と基本目標

計画の基本理念

本市においては、住み慣れた地域において、地域の多様な人々が多様なかたちで協力し、支え合う社会を目指すことが重要と考え、今後の市の高齢者施策のあり方として、以下の基本理念を掲げます。

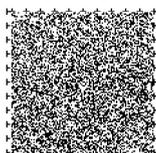
基本
理念

高齢者一人ひとりの意思が尊重され、
安心して、いきいき・健やかに
住み続けられるまち

この理念の実現を目指し、健康で活躍できる高齢者には、より一層健康づくりや介護予防に関心を持っていただき、積極的な社会参加や地域づくりへ参画して健やかに過ごしていただけるよう、また、支援を必要とする高齢者やその家族には必要な支援が行き届き、いきいきと暮らすことができるよう、高齢者施策のさらなる充実強化を図っていく必要があります。

以上の高齢者施策のあり方に関する基本理念に基づいて、本計画の基本目標を以下の通りに定めることとします。

- ▶ **基本目標 1 地域共生社会を実現するための地域包括ケアシステムの強化**
- ▶ **基本目標 2 共生と予防による認知症対策の推進**
- ▶ **基本目標 3 介護予防・健康づくりや生きがいつくりの推進**
- ▶ **基本目標 4 最期まで安心して自分らしく暮らせる支援の充実**
- ▶ **基本目標 5 介護保険事業の適切な運営とサービス提供体制の強化**



基本目標 1 地域共生社会を実現するための地域包括ケアシステムの強化

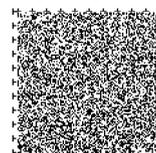
「高齢者が住み慣れた地域で暮らす」という理念の実現のため、総合的な相談支援体制のさらなる強化や地域包括ケア会議等の開催による地域の実情把握や課題解決のほか、他の福祉分野とも連携した重層的な支援体制も活かしつつ、地域包括支援センターを中心としたケアシステムの強化を図ります。また、医療・保健・福祉分野の連携による在宅介護の推進や、地域共生の理念に立った地域主体での支え合い、高齢者の居住の場の確保に取り組めます。

地域包括ケアシステム 推進に向けた体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の関係機関・団体との連携推進 ○総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の強化 ○医療関係者をはじめとした多職種の連携推進 ○地域包括支援センターの機能強化 など
在宅医療・ 介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医の確保の推進 ○医療・介護の連携強化 ○在宅医療・介護連携に関する相談支援 ○看取り・ターミナル機能の強化 ○ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及 など
共生と支え合いによる 地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○包括的な相談支援体制の強化 ○見守り体制（見守りネットワーク）の整備 ○生活課題を抱える高齢者世帯への各種支援体制の構築 ○独居、夫婦のみ世帯への見守り体制の拡充 など
安心して生活できる 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○住まいに関する情報提供と相談支援 ○高齢者のニーズに対応した住宅の整備 ○高齢者等に配慮したまちづくりの推進 ○高齢者の交通安全対策の推進 など

基本目標 2 共生と予防による認知症対策の推進

認知症の人やその家族の意見も踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とし、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援等に関する施策を推進します。

認知症に対する 理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症に関する情報の発信と理解促進 ○認知症ケアパスの活用 ○認知症サポーター等養成事業 ○認知症に関する講座の開催 ○認知症の人からの本人発信支援
地域や医療と連携した 予防と支援	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症地域支援推進員の配置 ○認知症初期集中支援チームの設置 ○多職種連携の強化 ○早期発見・早期対応
認知症になっても 暮らしやすい 地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り体制の充実 ○認知症カフェの開催支援 ○家族支援の充実 ○若年性認知症に対応できる体制の強化 ○チームオレンジの活動促進 ○高齢者家族やすらぎ支援事業 など



基本目標3 介護予防・健康づくりや生きがいづくりの推進

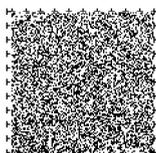
できる限り在宅で自立した日常生活を継続することができるよう支援するという介護保険制度の基本理念も踏まえ、地域支援事業等の効果的な実施や保健事業との一体的な実施により、高齢者の状態に応じた介護予防・健康づくりを推進します。また、高齢者をはじめ、意欲のある人が社会で活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めます。

自立支援・介護予防・ 重度化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座や講演会による地域住民への啓発 ○元気アップ体操クラブの開催 ○体力測定会の開催 ○通いの場の機能強化 ○地域リハビリテーション活動支援事業の実施
健康づくりの推進と介護予防の一体的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりに関する情報提供 ○心身の状態を知る機会の提供 ○自主的な健康づくりのサポート ○保健事業と一体的に行う介護予防の実施 など
高齢者の 生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○シルバー人材センターの事業支援及び活性化の促進 ○生活援助員の養成 ○老人クラブ活動への支援 ○高齢者ICTリテラシー向上事業の実施 など

基本目標4 最期まで安心して自分らしく暮らせる支援の充実

自分らしい暮らしを実現するための意思決定支援や虐待防止の取り組みなど、高齢者の尊厳を守る取り組みを進めます。また、高齢者が安心して最期まで住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域や事業所等と連携した防災対策・感染症対策にも引き続き取り組みます。

高齢者の 意思決定の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度及び日常生活自立支援事業の広報・周知 ○権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ○消費者相談体制の充実 ○関係機関との連携
高齢者の 虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター等関係機関との連携推進 ○高齢者虐待の通報窓口の周知 ○虐待事案の点検・検証 など
危機的状況に対応 できる支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス事業者に対する災害対策検討の推進 ○災害発生後の体制確保方策の検討 ○感染症対策の推進 など



基本目標 5 介護保険事業の適切な運営とサービス提供体制の強化

利用者のニーズに対応できるよう、適切なサービス提供体制を整えるとともに、安心して良質なサービスを利用できるよう、利用者の立場に立った相談・苦情対応やサービス提供事業者の情報公開などの体制を充実します。また、給付適正化の取り組みを通じた介護保険事業の適正な運営に加え、介護人材の養成・確保をはじめとした各種取り組みを通じて介護サービスの質の向上を図り、利用者が安心してサービスを選択し、円滑に利用できる環境づくりを進めます。

介護保険サービスの提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅サービスの充実 ○地域密着型サービスの充実 ○施設サービスの充実 ○サービス利用のための情報提供 ○地域の実情に応じたサービスの整備 など
介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問型サービスの実施 ○通所型サービスの実施 ○介護予防普及啓発事業の実施 ○地域介護予防活動支援事業の実施 など
介護給付適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアプランチェックの実施・住宅改修等の点検・福祉用具購入時の調査 ○公平・公正で適切な要介護認定の実施 ○医療情報との突合・縦覧点検 ○介護給付費の通知 など
高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○外出支援サービス事業 ○ガイドヘルプサービス事業 ○日常生活用具給付・貸与 ○緊急通報体制整備事業 など
介護保険サービスの質の向上と人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員（ケアマネジャー）の育成・支援 ○介護サービス相談員派遣等事業の積極的な活用 ○多様な人材の確保・育成の支援 ○介護現場における生産性の向上の推進 など

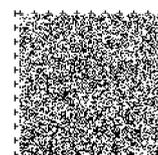
介護保険事業の今後の見込みと介護保険料

第9期計画期間（令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度））における第1号被保険者の介護保険料基準額については、被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの推計を行い、介護保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案し算出します。

■介護保険事業に係る給付費等見込額

単位：千円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
総事業費見込額	6,823,448	7,053,371	7,376,991	21,253,810
標準給付費見込額	6,540,758	6,763,694	7,080,284	20,384,736
地域支援事業費見込額	282,690	289,677	296,707	869,074



第9期計画期間における介護保険料

保険料段階	対象者		基準額に 対する 割合	保険料額		
				月額	年額	
第1段階	①生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者 もしくは前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額 が80万円以下の者		0.285 (0.455)	1,530円 (2,440円)	18,360円 (29,280円)	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯員全員が 市民税非課税	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入 金額の合計額が80万円超120万円以下の者	0.485 (0.685)	2,600円 (3,670円)	31,200円 (44,040円)
第3段階		本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入 金額の合計額が120万円超の者	0.685 (0.69)	3,670円 (3,700円)	44,040円 (44,400円)	
第4段階		世帯員に市民税 課税者がいる	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入 金額の合計額が80万円以下の者	0.90	4,820円	57,840円
第5段階		本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入 金額の合計額が80万円超の者	1.00 (基準額)	5,350円	64,200円	
第6段階	本人が市民税課税	前年分の合計所得金額が120万円未満の者	1.20	6,420円	77,040円	
第7段階		前年分の合計所得金額が120万円以上210万 円未満の者	1.30	6,960円	83,520円	
第8段階		前年分の合計所得金額が210万円以上320万 円未満の者	1.50	8,030円	96,360円	
第9段階		前年分の合計所得金額が320万円以上420万 円未満の者	1.70	9,100円	109,200円	
第10段階		前年分の合計所得金額が420万円以上520万 円未満の者	1.90	10,170円	122,040円	
第11段階		前年分の合計所得金額が520万円以上620万 円未満の者	2.10	11,240円	134,880円	
第12段階		前年分の合計所得金額が620万円以上720万 円未満の者	2.30	12,310円	147,720円	
第13段階		前年分の合計所得金額が720万円以上の者	2.40	12,840円	154,080円	

※各保険料段階の年額及び月額、端数処理の関係上基準額に対する割合と合わない場合があります。

交野市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画 《概要版》

発行日：令和6年3月 発行：交野市 福祉部 高齢介護課

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5-5-1

交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）

TEL：072-893-6400（代表） FAX：072-895-6065

